

UNFCCC COP - 6 第二部ハイライト

2001年7月26日木曜日

COP-6 再開会合の代表者らは一日中会合を行い、COP での検討に供する決定草案及び結論草案のテキストについて作業を継続した。参加者は、資金・遵守・メカニズム・土地利用と土地利用変化及び森林 (LULUCF) に関する交渉グループ、及び複数のサブグループや数多くの非公式協議での会合を行った。

交渉グループ

メカニズム：本グループは午前中、政治的決定をまとめたものである共同議長のノンペーパー（報告）ハグ・テキスト、プロンク・テキスト、テクニカル・ワーキング・グループで合意されたテキストを検討すべく会合を行った。Chow 共同議長は、JI 第 2 路線 (track two) プロジェクトにおけるメカニズムの適格性及び検証手順と第 6 条 (JI) プロジェクト・サイクル、そして CDM に関する二つのテクニカル・ワーキング・グループが会合を行ったことに触れた。参加者は LULUCF 交渉グループとの相互作用について討議し、メカニズムにおける LULUCF 活動に関する実質的問題に対して同グループが責任を有すると述べた。付属書 I 締約国のグループが、第 17 条 (排出権取引) にも重点を置く必要性を強調した。午前中の会議は散会し、作業はテクニカル・ワーキング・グループで継続された。

この交渉グループは午後にもう一度会合を行い、テクニカル・ワーキング・グループからのフィードバックを受けた。CDM グループの Miguez 議長は、新しい方法論、モニタリング、登録、ホスト国の認可について これらに関しては意見の相違が残っている一 の進捗状況を語った。第 2 テクニカル・ワーキング・グループの Ward 議長は、監督委員会の構成や JI appendices については十分に取り上げられなかったと述べた。同議長は、適格性と LULUCF の取り扱いに関する問題や、第 5 条 (方法論問題)・第 7 条 (情報の連絡)・第 8 条 (情報のレビュー) と関連する問題については、COP-7 で取り上げられる必要があると述べた。付属書 I 締約国のグループは、JI appendices に関する彼らのテキストを報告書に盛り込むよう要望した。このテキストは別に提出すべきであると Estrada 共同議長は語った。

Estrada 共同議長は、メカニズムに関する決定草案は政治的決定を反映して作り直されたと述べた。付属書 I 締約国のグループは、この決定の中で適格性について、遵守に関する「法的」合意に対する記述が現時点で盛り込まれているという誤りがあると述べた。その他多くの付属書 I 締約国は、遵守に関する政治的決定のセクションを再考するよう一貫性を主張した。

Estrada 共同議長は、同グループでの進展を反映して共同議長のノンペーパーを改定し、金曜日に本会議に提出すると述べた。これがハグ・テキストやプロンク・テキストに取って代わることは無い。

資金：資金に関する交渉グループは木曜日一日複数の会合を行い、UNFCCC 第 4 条 8 及び第 4 条 9

と議定書第 3 条 14 (悪影響)、技術移転と資金供与に関する決定草案について未決となっているテキストを扱った。

悪影響：午前中、Tsering 共同議長は、第 4 条 8 と第 4 条 9 に関する非公式ペーパーを提出した。締約国は、悪影響対処のための活動に対する資金援助への上限 (chapeau) に関するフレーズについて長時間話し合い、最終的に、活動は特別気候変動基金「及び/ないし」適応基金、そしてその他の二国間・多国間の資金源から資金供与を受けることができると規定したテキストに合意した。

代表者らは、脆弱な発展途上国への災害救援に対する資金供与を拡大することについて、特にその他の目的への資金供与に対する影響について、懸念を示した。この件に関する記述は削除された。

第 3 条 14 については、市場の欠陥、財政的なインセンティブ、全温室効果ガス排出部門における免税措置や助成金の漸進的削減ないし段階的排除に関するパラグラフについて、代表者は話し合いを行った。この言い回しは議定書第 2 条 1(a) (v) から取られたものであるため、同条文の全文を盛り込むべきであると、ある参加者が発言した。他の参加者達はそのようなことをすると「政治的パッケージ」を乱すことになると警告を發し、閣僚らはこの条文に対する参照を故意にはずしたのだと言った。政治的決定に直接影響を与えない残りの括弧つきのテキストを処理すべく、小規模の草案作成グループが召集された。本交渉グループは夕方にもう一度会合を行い、金曜日に COP による検討に供すべくこの決定草案を承認した。

資金供与：締約国は木曜日午後と夕刻非公式会合を行い、GEF における資金供与と、気候変動基金、適応基金、その他の二国間・多国間資金源における資金供与に関する決定の草案作りを行った。これらの決定草案は、夕刻合意された。

技術移転：この非公式グループは、残りの括弧を全てはずし、作業を終了した。

遵守：午前中の会合で、Slade 共同議長は、議定書における遵守に関する手順とメカニズムについての共同議長ノンペーパーについて代表者らが作業を行うよう提案した。COP 決定の草案について、そこに添付される遵守に関する手順とメカニズムを COP が採択する拠り所となるパラグラフに関わる法的・政治的問題について代表者らは討議を行った。複数の付属書 I 締約国は、閣僚らから与えられた義務は 7 月 25 日水曜日の政治的決定の採択によってすでに果たされており、議定書における遵守に関する手順とメカニズムを採択する法的権限は COP には無いと主張して、このパラグラフの削除を提案した。彼らは、この件についてさらなる作業が求められるが、それは COP/MOP-1 の決定に間に合うようになされれば良いのだと付け加えた。彼らはまた、政治的決定によれば、吟味推敲されることになっているこの遵守手順とメカニズムは法的拘束力を持つものではないと示唆した。他の付属書 I 締約国と発展途上国は、政治的決定は代表者らに対し COP-6 第 2 部の 2 週目中にさらなる決定に関するバランスの取れたパッケージについて交渉・採択を行うよう指示していると述べ、UNFCCC 第 7 条 2 (COP の役割) が遵守の手順とメカニズムについてのこのような決定採択の法的基盤を規定していると語った。彼らは、この遵守に関する手順とメ

メカニズム COP/MOP-1 により採択されることになっている が法的拘束力を持つかどうかに関する問題について、政治的決定ではオープンにしてあると付け加えた。

ノンペーパーの残りの部分について作業を進めながら、代表者らは多くの草案を作成し実質的な提案を行った。COP/MOP の役割については、遵守委員会は COP の一般的政治ガイダンス「に従う」のか、「を考慮する」のか、「を適用する」のか、COP/MOP が設置するパネルが専門家レビュー・チームの報告書を検討するのか、COP/MOP は遵守委員会の報告書を「採択」するのか、それとも単に「検討」するのかといったことについて提案がなされた。

促進部門に関する項目では、促進部門の権限内にかかる議定書の規定範囲、促進部門は第 3 条 14 (悪影響) 関連の問題を検討するのか、EIT が資金的・技術的援助を受けることに対して規定を設けるべきかといったことに関して話し合いが行われた。執行部門関連の問題については、第 5 条 1 (国家制度)・第 5 条 2 (調整)・第 7 条 1 (目録)・第 7 条 4 (情報の連絡についてのガイドライン) の不遵守の場合に、メカニズム使用資格一時停止ではなく帰結が適用されるのか、締約国は他の締約国について実施の疑義を提起するのか、メカニズムの適格性要件は付属書 1 締約国にのみ当てはまるのか、上訴の決定を左右する執行部門決定のステータスはどのようなものであるのか、" shall " という記述は " should " に換えるべきか、第 3 条 1 (割当量) 不遵守の場合の帰結は第 4 条 (共同達成) を行う各国に個別に適用されるのか、市場移転資格の一時停止は第 6 条 (JI) にも適用されるのかといったことを、代表者らは検討した。

ノンペーパーを読み終わると、Slade 共同議長は、締約国間に根本的な意見相違があることを強調し、その解決を試みて小グループ会合を行うことを提案した。発展途上国と多くの付属書 1 締約国は、そのようなグループから前向きな結果が出る可能性を疑い、この先どうするかについてブロンク議長に介入してもらうことを提案したが、喜んで作業を継続すると述べた付属書 1 締約国も複数あった。ある発展途上国代表者は、最高レベルで到達された合意を代表者らでばらばらにしようとする光景は滅多にあるものではないと述べ、「大きな落胆と不満」を表明するとともに、COP-6 第 2 部の結果に対して懸念を示した。付属書 1 締約国のグループは、この政治的「取り決め」に対する彼らの理解は、法的拘束力を持たない遵守体制をここで持たないようにするかわりに、遵守に関するさらに詳細なテキストをこの会合の終わりまでに採択することであると述べた。会合を率いる中で、Slade 共同議長はブロンク議長と理事会に報告を行うと述べた。

LULUCF : この交渉グループは午後と夕刻に会合を行い、小規模の草案作成グループも一日中会合を行った。午後の会合では、草案作成グループの Thorgerirsson と Fischlin の両共同議長が進捗報告を行った。両共同議長は、政治的決定が曖昧であったセクションにのみさらなる協議が必要であると述べ、草案決定で第 12 条 (CDM) における LULUCF 活動の適格性を第一次コミットメント期間においてのみと言及するか、それともその後のコミットメント期間にも適用されるようにするかといった問題を特定した。他には付属書 2 に書かれたロシアの森林管理クレジットに対するキャップの修正提案などの案件があった。

複数の締約国が、自分たちのキャップが調整されるよう求め、某締約国は全てのキャップを計算

しなおすよう提案した。共同議長は、二つの締約国が付属書 Z から意図せず抜け落ちていたことに言及した。複数の代表者が、閣僚決定の十分性を維持する必要があることを強調した。ある締約国は、自分達を付属書 Z からはずしてほしいと希望した。ロシアの提案はさらに詰められて、付属書 Z に 33MtC/yr と入力された。

Dovland 共同議長は、交渉グループでは解決できないと見極められた問題につき指南を仰ぐべくプロンク議長に提出すると述べ、今回は付属書 Z をオープンにしないと述べた。付属書 Z に関する 6 つの要望と、第 3 条 3 (植林・再植林・森林減少) のマイナスを相殺するクレジットへのキャップに関する質問、第 1 次コミットメント期間以降に第 12 条における LULUCF 活動の適格性に関する決定がどう適用されるかについての問題が、プロンク議長に照会されることになった。草案作成グループは、プロンク議長に照会されるべき問題を除いて、共同議長の決定に夕刻合意した。

非公式協議

関連の国際機関との協力：コンタクト・グループが午後会合を行い、他会議との協力に関するテキストに重点を置きつつ、関連の国際機関との協力に関する結論草案について協議と承認を行った。同グループは、UNFCCC、CBD、国連砂漠化防止会議との協調と関連情報の交換を強化することについてのテキストなどに合意した。

専門家協議グループ：代表者らは午後 Friends of SBI Chair 会合を行い、専門家協議グループの仮報告書に書かれた情報について検討した。結論草案は金曜日に SBI で検討される。

会場の外では

木曜日夜の会場外における会話の大部分は、数多い残りの決定草案とそれに付随するテキストについて解決を見るためのさまざまな交渉グループにおける進展に関するものであった。技術移転・資金供与・LULUCF・悪影響などの分野においては成功が報告されたが、メカニズムに関する協議の進度はあまり芳しくなく、遵守についての話し合いは膠着したようであった。再浮上した主な意見相違は、遵守に関する手順とメカニズムの法的性質に関するものであった。COP-6 第 2 部の参加者の中には、一部の締約国が月曜日の成果に解釈を加えなおそうとしていると感じていた者もあったが、木曜日にグループで出された一部の警告は、話し合いが結果的に間違いの含まれたテキストを急いで通してしまうリスクを負っているという懸念を反映しているのだと語る同調者もあった。話し合いは木曜日深夜まで続いたが、若干の進展はあったものの残り全てのテキストについて金曜日の終わりまでに作業を終わらせることは非現実的な目標だという印象であった。代表者らはまた、作業を終えるべく会合を土曜日まで継続するという提案がありそうだという噂について語り合っていた。